

最終更新日: 2015年5月22日
株式会社アオキスーパー

代表取締役社長 宇佐美 俊之
問合せ先: 取締役管理副本部長兼開発部長 黒澤 淳史
証券コード: 9977
<http://www.aokisuper.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性の向上、企業の社会性の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の優先課題と位置づけております。食品を扱う企業として、その公共性・安全性を追求するとともに、企業価値の向上を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東海流通システム	4,256,854	34.05
アオキスーパー従業員持株会	578,555	4.62
青木 偉晃	344,638	2.75
株式会社青木商店	344,480	2.75
中嶋 勇	339,384	2.71
青木 俊道	333,743	2.66
中嶋 八千代	200,360	1.60
青木 美智代	191,763	1.53
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	189,000	1.51
松田 久枝	124,740	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村橋 泰志	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村橋 泰志	○	——	弁護士としての専門性の立場及び経営監視機能の客観性の確保

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われるとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証がなされております。

内部監査と監査役の連携につきましては、常勤監査役が内部監査部門である監査室と随時ミーティングを実施し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 雅範	弁護士													
藤具 豊	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 雅範	○	弁護士	弁護士としての専門性の立場及び経営監視機能の客観性及び中立性の確保
藤具 豊	○	税理士	税理士としての専門性の立場及び経営監視機能の客観性及び中立性の確保

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

・平成22年5月18日定時株主総会決議 新株予約方式
付与対象者 取締役9名、監査役1名、従業員182名
行使期間 平成24年6月21日～平成28年6月20日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役(9名)(社外取締役を除く。)195百万円
監査役(2名)(社外監査役を除く。)14百万円
社外役員(2名)8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役は、弁護士であり、その専門性と経営の客観性の立場から、専門的意見をいただき、また、取締役会や必要に応じ臨時取締役会で資料配布・説明をいたしております。
社外監査役は、1名が弁護士、1名が税理士であり、その専門性と経営の客観性や中立性の立場から、専門的意見をいただき、また、定例監査役会や必要に応じ臨時監査役会で資料配布・説明をいたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)企業統治の体制
当社は企業統治の体制として、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。
取締役会は、社外取締役1名(非常勤・弁護士)を含む取締役11名で構成しております。
当社の取締役会は、経営重要事項や法令等で定められた重要事項及び業務執行の確認を行っております。
月1回の開催を原則とし、監査役も出席しております。また必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。
職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営内容のチェックを行っており、合議の上意思決定することとなっております。
また取締役は、四半期に1回開催しております全体会議(係長級以上が対象)に参加し、各地区や各店舗の職務執行の報告により、情報収集や業務の徹底を図っております。
また、当社では、経営における意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能の強化を目指して執行役員制度を導入しております。
執行役員が業務を担う体制にすることにより、取締役会は、経営の監視・監督機能の強化を図ることができます。
監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名(弁護士・税理士)で構成しております。取締役会の職務執行の監督、業務・財産の調査を主に行っております。
上記の企業統治の体制を採用する理由として、取締役会は、経営重要事項に対する意思決定の迅速化とその判断を行うため社内各職責に精通した取締役10名と社外取締役1名の体制としております。また、必要に応じて社外監査役及び社外顧問等の有識者の助言を受けるなどの体制をとっております。
内部統制システムにつきましては、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、この方針に基づき運営を行っております。
企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通して、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。また、職場における法令違反行為を通報する内部通報制度を内部通報規定として定め、運用しております。
リスク管理体制につきましては、リスク検討委員会を設置し、内部統制実行委員会からの財務に関するリスクに加えて、業務リスクの選定・評価を行い、改善を図っております。
また、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。

(2)内部監査及び監査役監査
内部監査体制は、監査室2名及び検査室3名で構成されており、業務監査を実施しております。
監査室は主な業務監査として、各店舗を定期的に臨店し、店舗の運営管理、売場の点検等を通して指導をしております。
業務監査で収集した情報は、社内LANシステムを利用し、本部を含め全店舗に公開し、情報共有に努め各店舗の業務改善に役立てております。
食品を扱う当社では、その安全性を担保するため、検査室が抜き取りサンプリング調査を実施し、食の安全に努めております。また、当社衛生顧問を講師として、全体会議等の機会に研修会を開催しております。
広くお客様からのご意見等をいただくため、店長直行便を各店舗に設置し、業務の改善に役立てております。具体的には、お客様からいただいたご意見等については、苦情も含め全て各店舗の店頭到店長からの回答を公開しております。また、社内LANシステムを利用し、全店舗にその内容を配信し、各店舗の業務運営の参考としております。
監査役監査の体制は、常勤監査役2名、社外監査役2名(弁護士・税理士)で構成されております。監査の具体的な手続きといたしましては、代表

取締役との意見交換を適時実施するとともに、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行に対し、質問を実施し、取締役の業務遂行が適法性を欠くおそれがある場合には、必要な助言等を実施しております。また、重要な稟議書類を閲覧し、各部門の業務及び財産の状況を調査しております。監査役会は、定例監査役会を開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を1名選任しており、弁護士であります。取締役会に出席し、取締役として職務執行し、弁護士の専門的見地からの助言や客観的な意見を述べるなどしております。

当社は、社外監査役を2名選任しており、1名は弁護士、1名は税理士であります。取締役会や監査役会に出席し、取締役の職務執行を監査し、弁護士・税理士の専門的見地からの助言や中立的立場からの客観的な意見を述べるなどしております。

社外監査役と提出会社との間に、特に記載すべき人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

監査役と監査法人の相互連携につきましては、会計監査人より監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、必要に応じて内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を行うこととしております。

社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針は、事業年度末日現在、特に定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

(4) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

監査法人東海会計社

代表社員 業務執行社員 前田勝昭

代表社員 業務執行社員 塚本憲司

代表社員 業務執行社員 小島浩司

(注) 継続監査年数については、7年以内であります。

監査補助者の構成

公認会計士 5名

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主の皆様への利益還元を機動的に行うことを目的とするものであります。

ハ 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)、監査役(監査役であった者を含む)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、社外取締役1名(非常勤・弁護士)を含む取締役11名で構成しております。取締役会は、経営の方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の監督をしております。

また、当社は監査役会設置会社であり、2名の社外監査役を含む4名の監査役を選任しております。社外監査役は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、会社法に基づく監査を実施しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部(総務部及び経理部)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文章の取扱いは、社内規程に基づき適切に保存及び管理(破棄も含む)しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室・検査室を設置し内部監査を実施しております。その結果は、取締役会等に報告することとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行については、取締役会規程に基づき取締役会に付議することを遵守しております。
- ・経営計画については、取締役は年度計画予算に基づき目標達成のために活動しております。
- ・日常の職務遂行は、社内規程に基づき権限委譲された各責任者がルールを遵守し業務を遂行しております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の企業倫理向上や法令遵守のため、全体会議や各部署主催の会議を通し、コンプライアンスの重要性の徹底を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のスタッフを置くこととし、その場合の人事については、監査役と取締役が意見交換いたします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に報告することとしております。
- ・常勤監査役は、取締役会・全体会議その他重要な会議に出席し、また、重要な稟議書類を閲覧し、必要に応じその説明を求めることとしております。
- ・会計監査人により監査役に対し監査の概要、監査結果等の報告が行われ、また、必要に応じ相互連携が行われることとしております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との意見交換を適時実施することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることとしております。顧問弁護士をはじめとする外部専門機関と連携し、情報の共有化に努めております。

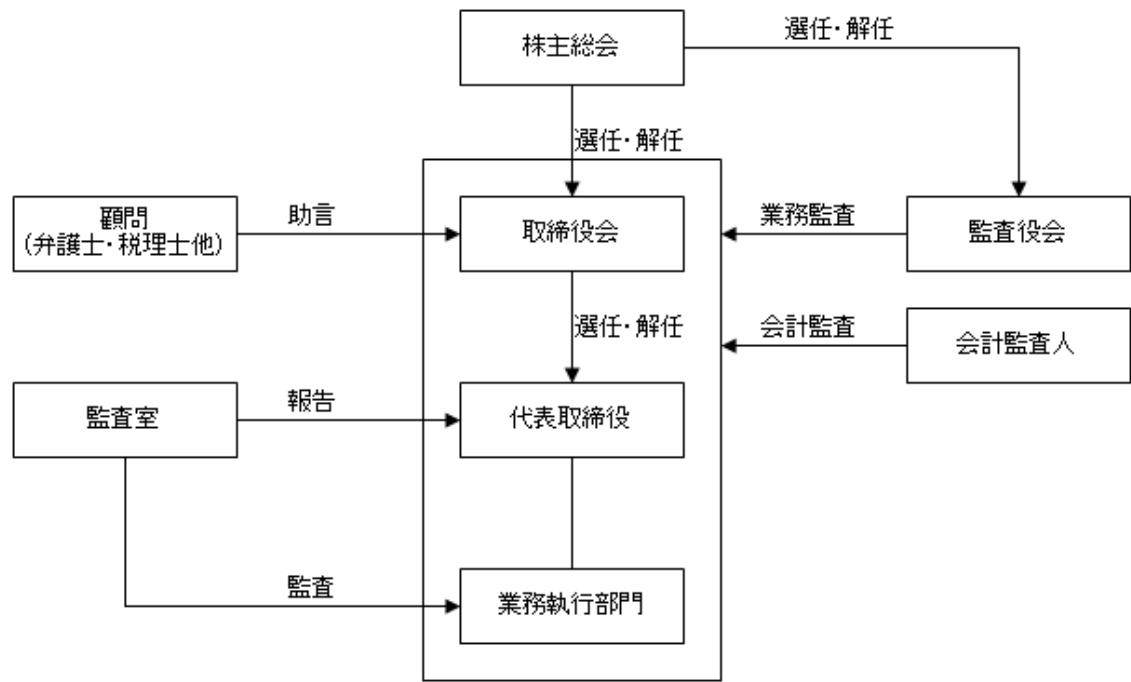
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

《コーポレート・ガバナンス体制の概要》



《適時開示体制の概要》

